

28 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 鶴岡市長
乙 鶴岡市農業協同組合代表理事組合長
乙 庄内たがわ農業協同組合代表理事組合長
乙 (株)武田商店代表取締役
乙 山形県生活協同組合連合会会長理事
共立社鶴岡生協地域理事会議長

平成19年2月13日 甲 鶴岡市長
乙 NPO法人コメリ災害対策センター理事長